

※このフローチャートは原則、島根県に登録のある方を対象としたものです。
※現在、主任介護支援専門員であり、主任介護支援専門員更新研修の受講を希望される方は、「令和3年度主任介護支援専門員更新研修フローチャート」をご確認ください。



【研修の申込先・研修内容についての問い合わせ先】
社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部(島根県福祉人材センター)
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
TEL:0852-32-5975 FAX:0852-32-5956

【証の交付・更新手続きに関する問い合わせ先】
島根県健康福祉部高齢者福祉課 高齢社会支援グループ
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(県庁第2分庁舎1階)
TEL:0852-22-5204 FAX:0852-22-5238

介護支援専門員証の更新を希望しますか
介護支援専門員証の有効期間が過ぎ、証が失効した場合でも再研修を受講し手続きを行うことで証の交付を受けることができます。

証の有効期間満了日
令和3(平成33)年3月31日以前
※証の有効期間がすでに満了している方

証の有効期間満了日
令和3(平成33)年4月1日～令和3(平成33)年12月31日

証の有効期間満了日
令和4(平成34)年1月1日～令和6(平成36)年3月31日
【更新研修対象者】

【令和2年4月14日付高号外 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて】に該当し、令和4年3月31日まで資格失効しない取扱いとなっている方はこちら

証の有効期間満了日
令和6(平成36)年4月1日以降
【専門研修対象者】

詳細を確認しますので下記まで個別にお問い合わせください。
【お問い合わせ先】
島根県健康福祉部高齢者福祉課 高齢社会支援グループ
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(第2分庁舎1階)
TEL:0852-22-5204 FAX:0852-22-5238
※更新研修は介護支援専門員証の有効期間満了日までに修了する必要があります。研修修了までに証の有効期間が満了する方は更新研修を受講できない可能性があります。

証の有効期間(5年間)の中で介護支援専門員の実務についての経験がありますか？
※「実務についての経験がある」とは、原則、居宅介護支援事業所等においてケアプランの作成を行った経験がある者をいいます。

初めての更新ですか？
※【再研修】を受講して証の交付を受けた後、初めての更新となる方を含まず。

現在実務についていますか？

現在受講できる研修はありません

前回の更新の際に受講した研修は以下の内、どれですか？
①更新研修(実務未経験者)
②専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門Ⅱ】

初めての更新ですか？
※【再研修】を受講して証の交付を受けた後、初めての更新となる方を含まず。

前回の更新の際に受講した研修は以下の内、どれですか？
①更新研修(実務未経験者)
②専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門Ⅱ】

証の有効期間内に専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門Ⅰ】を修了していますか？

実務経験が6ヶ月以上ある

実務経験が3年以上ある

現在受講できる研修はありません

再研修

① 専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門Ⅰ】

② 専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門Ⅱ】
※初めて証を更新する方・前回の更新を更新研修(実務未経験)又は再研修により行った方は、証の有効期間内(5年間)に【専門Ⅰ】と【専門Ⅱ】の両方を修了する必要があります。

② 専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門Ⅱ】
※2回目以降の更新である方(前回の更新を専門研修兼更新研修(実務経験者)により行った方)は、証の有効期間内(5年間)に【専門Ⅱ】のみを修了することで証を更新することができます。

更新研修(実務未経験者)
※ただし、令和4年3月31日までに有効期間が満了する方は、満了日までに更新申請をしていただくことができないため、再研修を受講してください。

① 専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門Ⅰ】
※初めて証を更新する方・前回の更新を更新研修(実務未経験)又は再研修により行った方は、証の有効期間内(5年間)に【専門Ⅰ】と【専門Ⅱ】の両方を修了する必要があります。

② 専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門Ⅱ】
※2回目以降の更新である方(前回の更新を専門研修兼更新研修(実務経験者)により行った方)は、証の有効期間内(5年間)に【専門Ⅱ】のみを修了することで証を更新することができます。